

宮古公共職業安定所発表
平成27年9月8日(火)

担 当	宮古公共職業安定所 所 長 天 願 秀美 統括職業指導官 大兼久 康弘 電 話 : 0980-72-3329
--------	---

宮古島商工会議所に障害者の雇用促進を要請

～ 宮古島市・ハローワーク宮古ともに要請 ～

沖縄県の民間企業における障害者の雇用状況は、平成26年6月1日現在、実雇用率2.15%と法定雇用率の2.0%を上回っているところですが、宮古公共職業安定所（以下「ハローワーク」という）管内については、1.39%と県全体の雇用率2.15%を大きく下回る状況にあります。

このため、「宮古島市雇用対策協定」に基づき、宮古島市とハローワーク宮古により、宮古島商工会議所へ障害者の雇用促進について要請を行いました。

記

- 1 要請日時 平成27年9月8日(火) 11:00～11:15
- 2 場 所 宮古島商工会議所
- 3 要 請 者 宮古島市長
宮古公共職業安定所長

要 請 書

宮古島商工会議所
会頭 下 地 義 治 殿

障害者の雇用促進について

本地区の行政及び職業安定行政の業務運営につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、沖縄県の平成26年6月1日現在の民間企業における障害者の雇用状況を見ると、実雇用率は2.15%となっており法定雇用率の2.0%を上回っております。

しかしながら、法定雇用率を達成している企業の割合は55.8%となっており、まだ半数近くの企業が未達成という状況にあります。

また、宮古地区の障害者の雇用状況については、実雇用率が1.39%と県全体の2.15%を大きく下回る状況となっております。

このような中、障害のある方が意欲と能力を最大限に発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう雇用の場を確保することが地域の重要な課題となっております。

宮古島市及びハローワーク宮古においては、関係機関と連携し、障害者雇用の促進に取り組んでいるところですが、それを推し進めるにあたっては、事業主の皆様のご理解と、より一層の取組が重要となっております。

つきましては、貴会議所におかれましても、傘下事業主に対して、障害のある方の雇用維持はもとより、雇用機会の拡大に向けた一層の働きかけについて、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年9月8日

宮 古 島 市 長 下 地 敏 彦

宮古公共職業安定所長 天 願 秀 美
(公印省略)

宮古島市・ハローワーク宮古、「宮古島市雇用対策協定」に基づき
宮古島商工会議所に障害者の雇用促進を要請

日時：平成27年9月8日（火） 11時～11時15分

場所：宮古島商工会議所



宮古島市の下地市長（写真中央）から宮古島商工会議所下地会頭（写真左）へ
要請書を提出



写真左から下地会頭、下地市長、天願宮古公共職業安定所長